

XXIV 災害および事故

表	頁
269 市郡別水稲被害面積および被害量	516
270 市郡別麦類被害面積および被害量	519
271 産業別労働死傷者数	522
272 原因別炭坑災害発生件数	524
273 炭坑災害死傷者数	525
* 274 原因別交通事故発生状況	525
* 275 警察署別交通事故発生状況	526
* 276 運転経験年数別交通事故発生件数	527
277 車種別交通事故発生件数	527
278 出火原因(発火源)別火災件数	528
279 市町村別火災発生状況	529

付 表

表	頁
280 都道府県勢一覽	532
* 281 主要官公庁の管轄と県行政区画	538
282 主要山岳	546
283 主要河川	547
A 河川法適用河川	547
B 河川法準用河川	547

I 土地および気象

1 福岡県行政区の変せん

この表は福岡県行政区画の変せんの大勢を示すもので、市区郡間の区画変更および郡制施行をのぞく。市町村合併は2頁第2表参照。

明治2年6月17日	明治4年		明治9年	明治22年4月1日	昭和37年12月31日
	7月14日	11月14日			
中対馬府中藩 <small>明治2.8.7名前 変更により</small> 日福田岡 秋月 夜下嘉穂	中嶺原県 福	津伊万里県 <small>明治4.9.4設置</small> 網怡志早那席粕宗遠鞍穂上御月夜下嘉	福岡県	怡士郡 志摩郡 早那席御粕宗遠賀福岡嘉穂夜上下	糸島郡 早良郡 筑紫屋像遠若八戸中福鞍直山嘉飯甘朝
小山倉口藩 <small>明治3.2.19日田県となる</small> 香春田京仲築上津東上津 <small>明治2.11.4藩所領より分離して豊前藩をおく</small> 千中	日田県 豊津県 千東県 (中津県)	小倉県 <small>明治9.4 18廃止</small>		企救郡 田川郡 京都津城郡 築毛郡	門司市 小倉市 田川市 京行築上 豊前市
久留米藩 米生竹御御山三上下山三上下三三陸奥伊 柳河山三上下三三陸奥伊 <small>明治2.6.20現時限となる</small>	久留米県 柳河県 三池県 長崎県	三藩県 <small>明治9.8.21廃止</small>		生葉郡 久留米市 御御山上下三山三	浮羽郡 久留米市 三井女後諸川門川池 八八筑三天山柳三天

明治9.8.21 豊前国二郡を大分県へ転属

2 市 町 村 の 変 更 (明治22~昭和37年)

この表は市町村制が施行された明治22年4月1日から、昭和37年12月31日までの、市町村の合併および廃置分合の経過を示すものである。

市町村お よび年次	変 更 の 態 様	市町村お よび年次	変 更 の 態 様	市町村お よび年次	変 更 の 態 様	市町村お よび年次	変 更 の 態 様
<b>福岡市</b>		<b>直方市</b>		<b>田川市</b>		<b>大川市</b>	
明治22. 4. 1	市制施行により福岡市	大正15.11. 1	直方町, 新入村, 福地村, 頓野村, 下境村の合体合併により直方町となる	大正 3. 1. 1	町制施行により伊田町	昭和29. 4. 1	大川町, 三叉村, 田口村, 木室村, 川口村, 大野島村の合体合併
大正元 10. 1	警固村を編入	昭和 6. 1. 1	市制施行により直方市	昭和 8. 5. 1	金川村を編入		市制施行により大川市
4. 4. 1	豊平村の一部を編入	30. 3. 1	植木町を編入	18.11. 3	伊田町, 後藤寺町を合体合併し田川市となる	<b>行橋市</b>	
8.11. 1	鳥飼村を編入	<b>飯塚市</b>		30. 4. 5	猪位金村の一部を編入	昭和29.10.10	行橋町, 葦島村, 今元村, 仲津村, 泉村, 今川村, 稗田村, 延永村, 椿市村の合体合併
11. 4. 1	西新町を編入	明治42. 6. 1	飯塚町, 笠松村の合体合併により飯塚町となる	<b>柳川市</b>			市制施行により行橋市
11. 6. 1	住吉村を編入	昭和 7. 1.20	市制施行により飯塚市	昭和26. 4. 1	柳河町, 東宮永村, 西宮永村, 城内村, 沖端村, 両開村の合体合併により柳川町となる	30. 3. 1	鞆郷村の一部を編入
15. 4. 1	八幡村を編入	<b>久留米市</b>		27. 4. 1	市制施行により柳川市	<b>豊前市</b>	
昭和 3. 4. 1	堅粕町を編入	明治22. 4. 1	市制施行により久留米市	30. 1. 1	昭代村, 蒲池村を編入	昭和30. 4.10	八屋町, 山田村, 千束村, 三毛門村, 黒土村, 横武村, 合河村, 岩屋村, 角田村の合体合併
3. 5. 1	千代町を編入	大正 6.10. 1	鳥飼村を編入	<b>山田市</b>			市制施行により宇島市
4. 4. 1	原村, 樋井川村を編入	12. 8. 1	櫛原村を編入	大正13. 9. 1	町制施行により熊田町	30. 4.14	名称変更により宇島市を豊前市
8. 4. 1	姪ノ浜町, 席田村を編入	13.11. 1	国分町を編入	14. 5.10	町名変更により山田町	<b>中間市</b>	
8. 4. 5	三宅村を編入	13.11. 1	国分町を編入	29. 4. 1	市制施行により山田市	大正13. 9. 1	名称変更により長津町を中間町
15.12.26	箱崎町を編入	昭和18.10. 1	御井町を編入	30. 4. 5	猪位金村の一部を編入	昭和 7. 3. 1	底井野村を編入
16.10.15	能古村, 今宿村, 壱岐村を編入	26. 4. 1	山川村, 合川村, 上津荒木村を編入	<b>甘木市</b>		33.11. 1	市制施行により中間市
17. 4. 1	今津村を編入	26. 6. 1	高良内村を編入	昭和29. 4. 1	甘木町, 上秋月村, 秋月町, 安川村, 馬田村, 蟻城村, 立石村, 福田村, 三奈木村, 金川村の合体合併	<b>粕屋郡</b>	
29.10. 1	臼佐村, 田隈村を編入	33. 9. 1	山本村, 宮ノ陣村を編入		市制施行により甘木市	粕屋町	
30. 2. 1	香椎町, 多々良町を編入	35. 7. 1	草野町(高地区を除く)を編入	30. 3.10	高木村を編入	昭和32. 3.31	大川村, 仲原村の合体合併により粕屋町となる
30. 4. 5	那珂町を編入	<b>大牟田市</b>		<b>八女市</b>		<b>古賀町</b>	
35. 8.27	和白町, 金武村を編入	大正 6. 3. 1	市制施行により大牟田市	昭和26. 4. 1	福島町, 長峰村, 上妻村, 三河村, 八幡村の合体合併により福島町となる	昭和30. 4. 1	古賀町, 青柳村, 小野村の合体合併により古賀町となる
36. 4. 1	周船寺村, 元岡村, 北崎村を編入	昭和 4. 4. 1	三川町を編入	29. 4. 1	川崎村, 忠見村, 岡山村の一部を編入	<b>志免町</b>	
<b>若松市</b>		16. 4. 1	銀水村, 三池町, 玉川村, 駿馬町を編入		市制施行により福島市	昭和14. 4.17	町制施行により志免町
明治39.10. 1	若松町, 石峯村の合体合併により若松町となる	<b>小倉市</b>		名称変更により福島市を八女市		<b>篠栗町</b>	
大正 2. 4. 1	市制施行により若松市	明治33. 4. 1	市制施行により小倉市	<b>筑後市</b>		昭和 2. 1. 1	町制施行により篠栗町
昭和 6. 8. 1	島郷村を編入	大正14. 4.28	板櫃町の一部を編入	昭和29. 4. 1	羽犬塚町, 水田村, 古川村, 岡山村の一部の合体合併	30. 4. 1	篠栗町, 勢門村の合体合併
<b>八幡市</b>		昭和 2. 4. 1	足立村を編入		市制施行により筑後市	<b>志賀町</b>	
明治32. 2.15	町制施行により八幡町	12. 9. 1	企救町を編入	昭和29. 4. 1	西牟田町を編入	昭和28. 7. 5	町制施行により志賀島町
大正 6. 3. 1	市制施行により八幡市	16. 4. 1	中谷村, 西谷村を編入	30. 3.10	下広川村の一部を編入		名称変更により志賀町
14. 4.28	板櫃町の一部を編入	17. 5.15	曾根町を編入	<b>須恵町</b>		昭和28. 4. 1	町制施行により須恵町
15.11. 2	黒崎町を編入	23. 9.10	東谷村を編入	<b>新宮町</b>		昭和29.11. 1	町制施行により新宮町
昭和12. 5. 5	上津役村を編入	<b>門司市</b>				30. 4. 1	新宮町, 立花村の合体合併
19.12. 8	折尾町を編入	明治27. 8. 1	町制施行により門司町				
30. 4. 1	香月町, 木屋瀬町を編入	32. 4. 1	市制施行により門司市				
<b>戸畑市</b>		大正12. 2. 1	大里町を編入				
明治32. 6.10	町制施行により戸畑町	昭和 4.10. 1	東郷村を編入				
大正13. 9. 1	市制施行により戸畑市	17. 5.15	松ヶ江村を編入				

2 市 町 村 の

変 せ ん (明治22~昭和37年) (つづき)

市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様	市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様
宇美町 大正 9.10.20	町制施行により宇美町	宮田町 大正15. 4. 1	町制施行により宮田町
久山町 昭和31. 9.30	久原村, 山田村の合体合併	昭和 2. 4. 1	香井田村を編入
宗像郡		30. 3.31	宮田町, 笠松村の一部の合体合併
宗像町 昭和29. 4. 1	東郷町, 赤間町, 吉武村, 河東村, 南郷村, 神興村の一部の合体合併	鞍手町 昭和27. 8. 1	町制施行により鞍手町
福岡町 明治42. 4. 1	町制施行により福岡町	30. 1. 1	剣町, 西川村, 古月村の合体合併
昭和29. 4. 1	福岡町, 上西郷村, 神興村の合体合併	若宮町 昭和18. 2.11	町制施行により若宮町
津屋崎町 明治30. 6. 4	町制施行により津屋崎町	26. 4. 1	若宮町, 山口村, 中村の合体合併
42. 4. 1	津屋崎町, 宮地村の合体合併	30. 3.31	若宮町, 吉川村, 笠松村の一部の合体合併
昭和30. 3. 1	津屋崎町, 勝浦村の合体合併	嘉穂郡	
玄海町 明治39. 5. 1	町制施行により神湊町	碓井町 昭和16. 4.17	町制施行により碓井町
昭和30. 4. 1	神湊町, 田島村, 池野村, 岬村の合体合併により玄海町となる	嘉穂町 明治25. 1.18	町制施行により大隈町
大島村 明治22年4月1日村制施行以降, 合体合併, 編入等なし		昭和30. 1. 1	大隈町, 千手村, 足白村, 宮野村の合体合併により嘉穂町となる
遠賀郡		稲築町 昭和16. 4.17	町制施行により稲築町
岡垣町 明治40.10. 1	岡県村, 矢矧村の合体合併により岡垣町となる	庄内町 昭和33.11. 1	町制施行により庄内町
昭和37.10. 1	町制施行により岡垣町	額田町 昭和34. 1. 1	町制施行により額田町
遠賀村 昭和 4. 4. 1	嶋門村, 浅木村の合体合併により遠賀町となる	二瀬町 昭和 7. 9. 1	町制施行により二瀬町
水巻町 昭和15. 2.11	町制施行により水巻町	幸袋町 大正 7. 1. 1	町制施行により幸袋町
芦屋町 明治38.11. 5	芦屋町, 山鹿村の合体合併	鎮西村 明治22年4月1日村制施行以降, 合体合併, 編入等なし	
鞍手郡		穂波町 昭和30. 3.31	穂波村, 大分村の一部の合体合併
小竹町 昭和 3. 1. 1	町制施行により小竹町	32.11. 3	町制施行により穂波町
		筑穂町 昭和30. 3.31	上穂波村, 内野村, 大分村の一部の合体合併
		桂川町 昭和16. 4.17	町制施行により桂川町

市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様	市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様
朝倉郡		昭和31. 8. 1	町制施行により早良町
小石原村 明治22年4月1日村制施行以降, 合体合併, 編入等なし		糸島郡	
宝珠山村 明治22年4月1日村制施行以降, 合体合併, 編入等なし		前原町 明治34. 9.15	町制施行により前原町
杷木町 昭和14. 4.17	町制施行により杷木町	昭和 6. 4. 1	前原町, 波多江村, 加布里村の合体合併
26. 4. 1	杷木町, 松末村, 久喜宮村, 志波村の合体合併	30. 1. 1	前原町, 雷山村, 長糸村の合体合併
朝倉町 昭和30. 3.31	朝倉村, 宮野村, 大福村の合体合併	30. 4. 1	怡土村を編入
37. 4. 1	町制施行により朝倉町	二丈村 昭和30. 1. 1	深江村, 福吉村, 一貴山村の合体合併により二丈町となる
三輪町 明治41. 9. 1	大三輪村, 栗田村の合体合併	志摩村 昭和20. 4. 1	桜井村, 野北村の合体合併により桜野町となる
昭和37. 4. 1	町制施行により三輪町	30. 1. 1	桜野村, 芥屋村, 小富士村, 可也村の合体合併により志摩町となる
夜須町 明治41. 3.20	三根村, 中津屋村, 安野村の合体合併	浮羽郡	
昭和37. 4. 1	町制施行により夜須町	浮羽町 昭和 4. 4. 1	浮羽村, 椿子村の合体合併により御幸町となる
筑紫郡		26. 1. 1	町制施行により御幸町
大野町 昭和25.10. 1	町制施行により大野町	26. 4. 1	山春村, 大石村, 姫治村を編入 名称変更により浮羽町
筑紫野町 明治28. 8.27	町制施行により二日市町	吉井町 昭和30. 1. 1	吉井町, 江南村, 福富村, 千年村, 船越村の一部を合体合併
昭和30. 3. 1	二日市町, 御笠村, 山家村, 筑紫村, 山口村の合体合併により筑紫野町となる	田主丸町 昭和29.12. 1	田主丸町, 水分村, 竹野村, 筑陽村, 水繩村, 船越村の一部を合体合併
太宰府町 明治25. 9.13	町制施行により太宰府町	三井郡	
昭和30. 3. 1	太宰府町, 水城村の合体合併	北野町 明治34. 4. 9	町制施行により北野町
春日町 昭和28. 1. 1	町制施行により春日町	昭和30. 3. 1	北野町, 弓削村, 大城村, 金島村の合体合併
那珂川町 昭和31. 4. 1	安徳村, 南畑村, 岩戸村の合体合併により那珂川町となる	小郡町 昭和28.12. 1	町制施行により小郡町
早良郡		30. 3.31	小郡町, 立石村, 三国村, 御原村, 味坂村の合体合併
早良町 昭和30. 1. 1	入部村, 脇山村, 内野村の合体合併により早良町となる		

2 市 町 村 の 変 せ ん (明治22~昭和37年) (つづき)

市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様	市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様
大刀洗町 昭和30. 3.31	大刀洗村, 大堰村, 本郷村の合体合併	広川町 昭和30. 4. 1	上広川村, 中広川村の合体合併により広川町となる
善導寺町 昭和15. 2.11	町制施行により善導寺町	30.12. 1	下広川村の一部を編入
34. 4. 1	善導寺町, 大橋村の合体合併	星野村 明治22年4月1日村制施行以降, 合体合併, 編入等なし	
34.11. 5	草野町の一部を編入	山門郡	
三瀬郡		大和町 明治40. 3.20	塩塚村, 鷹尾村, 有明村の合体合併により大和町となる
筑邦町 昭和24. 9. 1	町制施行により荒木町	昭和27. 9. 1	町制施行により大和町
30. 1. 1	荒木町, 安武村の合体合併により筑邦町となる	三橋町 明治40. 3.20	川北村, 川辺村, 宮ノ内村, 垂見村の合体合併により三橋町となる
30.12. 1	下広川村の一部を編入	昭和27. 6. 1	町制施行により三橋町
31. 9.30	大善寺町を編入	山川村 明治40. 1. 1	富原村, 竹海村, 万里小路村, 緑村の一部の合体合併により山川町となる
三瀬町 昭和30. 7.20	三瀬村, 犬塚村の合体合併	瀬高町 明治34. 1. 1	上瀬高町, 下瀬高町の合体合併により瀬高町となる
城島町 明治33. 5.31	町制施行により城島町	40. 1. 1	瀬高町, 本郷村, 小川村, 川沿村, 緑村の一部の合体合併
昭和30. 2. 1	城島町, 江上村, 青木村の合体合併	昭和31. 9.30	東山村を編入
大木町 昭和30. 1. 1	木佐木村, 大滝村, 大溝村の合体合併により大木町となる	三池郡	
八女郡		高田町 昭和 6.10. 1	岩田村, 二川村, 江浦村の合体合併により高田町となる
立花町 昭和30. 4. 1	光友村, 北山村, 白木村, 辺春村の合体合併により立花町となる	17. 4. 1	飯江村, 関村を編入
矢部村 明治22年4月1日村制施行以降, 合体合併, 編入等なし		33. 8. 1	町制施行により高田町
黒木町 昭和29. 4. 1	黒木町, 豊岡村, 串毛村, 木屋村, 笠原村の合体合併	田川郡	
32. 3.31	大淵村を編入	香春町 明治31. 7.22	町制施行により香春町
上陽町 昭和28.10. 1	町制施行により北川内町	昭和31. 9.30	香春町, 勾金村, 採銅所村の合体合併
33. 3.31	北川内町, 横山村の合体合併により上陽町となる	赤村 明治22年4月1日村制施行以降, 合体合併, 編入等なし	

市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様	市町村お よび年次	変 せ ん の 態 様
添田町 明治40. 1. 1	添田村, 中元寺村の合体合併	豊津町 昭和18. 4. 1	豊津村, 節丸村の合体合併
45. 4. 1	町制施行により添田町	30. 3. 1	豊津村, 蔵郷村の一部の合体合併により豊津町となる
昭和17. 2.11	彦山村を編入	犀川町 明治37. 2. 1	東犀川村, 西犀川村, 南犀川村の合体合併により犀川町となる
30. 1. 1	添田町, 津野村の合体合併	昭和18. 2.11	町制施行により犀川町
大任町 昭和35. 1. 1	町制施行により大任町	31. 9.30	城井村, 伊良原村を編入
川崎町 昭和12. 4. 1	安真木村を編入	築上郡	
13. 8.15	町制施行により川崎町	築城町 昭和30. 4. 1	築城村, 下城井村, 上城井村の合体合併により築城町となる
糸田町 昭和14. 1. 1	町制施行により糸田町	椎田町 明治21. 9. 2	町制施行により椎田町
金田町 大正 5. 7.28	町制施行および名称変更により神田村を金田町とする	昭和30. 1. 1	椎田町, 葛城村, 八津田村, 西角田村の合体合併
赤池町 昭和14.11. 3	町制施行および名称変更により上野村を赤池町とする	大平村 昭和30. 4. 1	唐原村, 友枝村の合体合併
方城町 昭和31. 8. 1	町制施行により方城町	新吉富村 昭和30. 3. 1	西吉富村, 南吉富村の合体合併
京都郡		吉富町 明治29. 5. 1	東吉富村, 高浜村の合体合併により東吉富村
苅田町 大正13. 8. 1	町制施行により苅田町	昭和17. 5.19	町制施行および名称変更により吉富町とする
昭和30. 1. 1	苅田町, 小波瀬村, 白川村の合体合併		
勝山町 昭和30. 3. 1	諫山村, 久保村, 黒田村の合体合併により勝山町となる		

3 福岡県の位置および市町村別面積

A 福岡県の位置

総面積 km <sup>2</sup>	県庁所在地			管内極地の経緯度				
	地名	経緯度	方位	地名	東経	方位	地名	北緯
4900.77	福岡市天神町1番地	東経 130°24'	東	築上郡大平村大字西原	131°11'	南	大牟田市米生	33°00'
		北緯 33°35'	西	糸島郡二丈村大字石	130°02'	北	宗像郡大島村沖の島	34°15'

3 福岡県の位置および市町村別面積 (つづき)

B 市町村別面積 (昭和37年)

この表の市町村別面積は第9回国勢調査と同時性をもつため建設省国土院が昭和35年10月1日現在で、市町村別面積を公表したものを昭和37年12月31日現在の市町村にくみかえたものである。この計算はつぎの方法による。(1) 市町村界が確定されているものについては国土院発行の5万分の1地形図上に表示された市町村界によつて測定 (2) 市町村界が確定されていないものについては(田主丸町、吉井町) 総務府統計局の推定 (3) 内水面のうち湖、沼地は原則として所属市町村の面積にふくめる (4) 河川はその河口をもつて海岸の分界とし、所属市町村の面積にふくめ、海岸線は平均高砂界とした。測定方法はプランメーターによる平面面積とした。

(単位 km<sup>2</sup>)

Table with 4 columns: 市町村, 面積, 市町村, 面積, 市町村, 面積. It lists various municipalities and their areas in km², including totals for each region.

a) は一部境界未定のため総務府統計局で推定した面積である。未定は旧船越村の8.06m<sup>2</sup>で、このうち4.71m<sup>2</sup>を田主丸町に、3.35m<sup>2</sup>を吉井町にそれぞれ推定してふくめてある。

4 市町村別民有地面積 (昭和34~36年)

この表は各市町村が保有している土地台帳または土地補充課税台帳に登録された土地のうちの課税対象のみで、各年1月1日現在における台帳面の面積である。国および地方公共団体の所有地、公用地等の非課税地は含まない。

(単位 反)

Table with 9 columns: 年次, 市町村, 総数, 田, 畑, 宅地, 山林, 原野, 雑種地, その他. It shows the area of privately owned land in various municipalities from 1959 to 1961, categorized by land use type.



5 気象観測所 (昭和37年)

Table with columns: 気象台および観測所, 所在地, 位置 (海拔, 東経, 北緯), 観測種類, 開設年月. Lists various observation stations across Japan with their coordinates and types.

注 甲……甲種観測所では毎日9時に気温、降水量、積雪、風向、風力、雲量、天気の状態を行なう。乙……乙種観測所では自記雨量計による降水量の観測を行なう。丙……丙種観測所は気象庁所管外の観測所であるが、甲種観測所に準じた観測を行なう。無……無線ロケット雨量計による降水量の観測を行なう。通……気象通報所。長……長期自記雨量計の観測を行なう。資料 福岡管区気象台観測課

6 福岡および飯塚観測概況 (昭和22~37年)

湿度には相対湿度と絶対湿度があるが、この表では相対湿度をとった。雲量は雲の濃淡にかかわらず、全天雲におおわれた時を10とし、全天の1割にみたない時を0として10分率であらわしている。風速は10分間の平均秒速をいう。日照時間数はデューン時による。

Table with columns: 年 月, 気圧平均, 気温 (平均, 最高, 最低), 蒸気圧, 湿度, 雲量, 風 (速度, 最大), 降水量, 日照時間数. Provides monthly and annual weather data for Fukuoka and Iizuka from 1922 to 1937.

資料 福岡管区気象台「気象月報」

7 地域別 気温 (昭和26~37年)

この表にいう年間、月間の平均気温は各年各月の「毎日の平均気温」の算術平均による数値である。「毎日の平均気温」とはその日の最高気温と最低

気温の算術平均である。最高気温と最低気温は各年各月のそれぞれの極値である。

(単位 °C)

Table with 12 columns for years (昭和26年 to 36年) and 51 rows for locations (e.g., 福岡, 曲淵, 前原, 深江, 二日市, 三沢, 瀬の下, 沖端, 新港, 羽大塚, 黒木, 矢部, 星野, 吉井, 大行司, 英彦山, 三奈木). Each row contains average, highest, and lowest temperature values.

Table with 13 columns for months (全年, 1月 to 12月) and 51 rows for locations. Each row contains monthly average, highest, and lowest temperature values.













10 市町村別人口および世帯数 (大正9~昭和35年) (つづき)

注 1)	大正14. 4.23	企救郡板櫃町を廃し、小倉市(14 876人)および八幡市(2 593人)に分割編入(それぞれに合算している)
2)	昭和23. 1. 1	朝倉郡夜須村(現夜須町)の一部(235人)を嘉穂郡内野村(現筑穂町)に編入(未修正)
3)	23. 4. 1	八女郡横山村(現上陽町)の一部(199人)を上広川村(現広川町)に編入(未修正)
4)	24. 9. 1	小倉市の一部を(45人)京都郡檜本市(現行橋市)に編入(未修正)
5)	26. 4. 1	嘉穂郡穂波村(現穂波町)の一部(276人)を飯塚市に編入(未修正)
6)	28. 6. 1	八女郡岡山村(つぎの注の7参照)の一部(123人)を羽犬塚町(現筑後市)に編入
7)	29. 4. 1	八女郡岡山村を廃し、八女市(5 450人)および筑後市(2 498人)に分割編入(旧岡山村分は一応八女市分に合算しているが、その数は別掲イのとおり)
8)	29. 4. 1	宗像郡神興村を廃し、福岡町(2 149人)および宗像町(626人)に分割編入(旧神興村分は一応福岡町分に合算しているが、その数は別掲ロのとおり)
9)	29. 4. 1	小倉市の一部(74人)を八幡市に編入(未修正)
10)	29. 8. 1	嘉穂郡庄内村(現庄内町)の一部(458人)を飯塚市に編入(未修正)
11)	29. 8. 1	嘉穂郡上穂波村(現筑穂町)の一部(43人)を桂川町に編入(未修正)
12)	29. 12. 1	嘉穂郡稲築町の一部(94人)を庄内村(現庄内町)に編入(未修正)
13)	29. 12. 1	浮羽郡船越村を廃し、田主丸町(3 345人)および吉井町(1 278人)に分割編入(旧船越村分は一応田主丸町分に合算しているが、その数は別掲ハのとおり)
14)	30. 2. 1	田川市の一部(83人)を田川郡川崎町に編入(未修正)
15)	30. 3. 1	嘉穂郡二瀬町の一部(2 456人)を飯塚市に編入(未修正)
16)	30. 3. 1	京都郡葦郷村を廃し、豊津町(2 803人)および行橋市(1 504人)に分割編入(旧葦郷村分は一応豊津町分に合算しているが、その数は別掲ニのとおり)
17)	30. 3.31	鞍手郡笠松村を廃し、宮田町(5 785人)および若宮町(121人)に分割編入(旧笠松村分は一応宮田町分に合算しているが、その数は別掲ホのとおり)
18)	30. 3.31	嘉穂郡大分村を廃し、筑穂町(6 677人)および穂波村(現穂波町)(1 819人)に分割編入(旧大分村分は一応筑穂町分に合算しているが、その数は別掲ヘのとおり)
19)	30. 4. 5	田川郡猪位金村を廃し、田川市(6 146人)および山田市(52人)に分割編入(旧猪位金村分は一応田川市に合算しているが、その数は別掲トのとおり)
20)	30. 4.15	築上郡椎田町の一部(455人)を築城町に編入(未修正)
21)	30. 4.18	浮羽郡田主丸町の一部(273人)を吉井町に編入(未修正)
22)	30. 7. 1	鞍手郡若宮町の一部(87人)を宮田町に編入(未修正)
23)	30.12. 1	八女郡下広川村を廃し、広川町(3 422人)、筑後市(1 086人)および三藩郡筑邦町(562人)に分割編入(旧下広川村分は一応、広川町に合算しているが、その数は別掲チのとおり)
24)	31.11. 1	嘉穂郡筑穂町の一部(126人)を粕屋郡篠栗町に編入(未修正)
25)	32. 1. 1	福岡市、筑紫郡大野町および春日町との間の境界変更により、差引大野町より福岡市(12人)および春日町(16人)に編入(未修正)
26)	32. 1. 1	小倉市の一部(59人)を八幡市に編入(未修正)
27)	32.11. 1	筑後市の一部(2 149人)を三藩郡三藩町に編入(未修正)
28)	33. 4.10	三藩郡三藩町の一部(47人)を筑後市に編入(未修正)
29)	33. 8. 1	鞍手郡小竹町の一部(716人)を直方市に編入(未修正)
30)	34. 3.25	八女郡広川町の一部(17人)を筑後市に編入(未修正)
31)	34. 4.10	山門郡山川村の一部(2 783人)を三池郡高田町に編入(未修正)
32)	34.11. 1	小倉市の一部(21人)を戸畑市に編入(未修正)
33)	34.11. 5	三井郡草野町の一部(309人)を善導寺町に編入(未修正)

分割合併をした旧村の分割前の人口数

旧 村 名	大 正 9 年	14 年	昭 和 5 年	10 年	15 年	22 年	25 年
イ. 岡 山 村	5 718	6 174	6 208	6 269	6 246	7 998	8 071
ロ. 神 興 村	2 068	2 148	2 167	2 129	2 182	2 911	2 775
ハ. 船 越 村	3 494	3 654	3 699	3 731	3 780	4 557	4 623
ニ. 葦 郷 村	2 225	2 309	2 604	2 666	2 752	3 759	4 307
ホ. 笠 松 村	5 700	5 103	5 230	3 983	4 854	4 550	5 906
ヘ. 大 分 村	4 043	3 438	3 685	3 799	4 613	7 157	8 496
ト. 猪 位 金 村	3 444	2 641	2 619	2 875	3 741	5 252	6 198
チ. 下 広 川 村	3 320	3 619	3 582	3 807	3 637	4 706	4 873

調査の期日

昭和35年国勢調査は、昭和35年10月1日午前0時現在によって行われた。

調査の事項

昭和35年国勢調査では、つぎにあげる事項について調査した。

個人について調査した事項

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 氏名       | 13 事業所の名称        |
| 2 続柄       | 14 事業所の事業(産業)の種類 |
| 3 男女の別     | 15 仕事の種類(職業)     |
| 4 出生年月日    | 16 従業上の地位        |
| 5 国籍       | 17 従業地または通学地     |
| 6 1年前の常住地  |                  |
| 7 教 育      | 世帯について調査した事項     |
| 8 配偶関係     | 18 世帯の種類         |
| 9 結婚年数(女)  | 19 住居の種類         |
| 10 出生児数(女) | 20 住居の所有関係       |
| 11 就業状態    | 21 居室の畳数         |
| 12 就業時間    | 22 家計の収入の種類      |

この年鑑には上記の調査項目のうち、世帯について集計した結果表をけいさいした。

1 世帯の種類

世帯はつぎの2種類に区分した。

普通世帯—住居と生計をともししている人のあつまり、または1戸をかまえて住んでいる単身者をいう。住居と生計をともししている家族のほか、間代、食費などを支払っていない単身の同居人、間借人などがあれば、これらの人も含めて一つの普通世帯とした。住込みの雇い人については、つぎのようにとりあつた。

- (1) 住込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇い主の世帯にふくめ、6人以上の場合は営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。
- (2) 住込みの家事使用人は何人いても、雇い主の世帯にふくめた。

準世帯—普通世帯を構成する人以外で、つぎの10種に区分した。

- ① 1人の準世帯—普通世帯と住居をともし、別に生計を維持している単身者または下宿屋などに下宿している単身者の準世帯。
- ② 営業使用人の世帯—6人以上の住込みの営業使用人のみからなる準世帯。
- ③ 学校の寄宿舎—学校の寄宿舎で起居をともし、通学している学生、生徒からなる準世帯。
- ④ 会社などの寄宿舎—会社、団体、商店、官公庁などの寄宿舎、独身寮などに起居をともししている単身の職員からなる準世帯。
- ⑤ 病院、療養所—病院、療養所などに、すでに、3カ月以上入院している入院患者からなる準世帯。
- ⑥ 社会施設—養老院や児童保護施設などの収容者からなる準世帯。

- ⑦ 船舶—陸上に自宅のない単身の船舶乗組員からなる準世帯。
  - ⑧ 自衛隊—自衛隊の管内または船舶内の居住者からなる準世帯。
  - ⑨ 矯正施設—刑務所および拘置所の収容者ならびに少年院および婦人補導院の在院者からなる準世帯。
  - ⑩ その他
- 上記のうち①は1人1人をも一つの準世帯とし、②は営業使用人をまとめて一つの準世帯とし、③~⑩はそれぞれ住居ごとにまとめて、一つの準世帯とした。

2 家計の収入の種類

家計の収入の種類は今回の調査で、はじめて調査された事項で普通世帯のみについてつぎのように区分した。

- 家業収入がおもな収入である世帯
  - 家業収入のみの世帯
  - 賃金、給料よりの収入もある世帯
  - その他の収入もある世帯
- 賃金、給料がおもな収入である世帯
  - 賃金、給料のみの世帯
  - 家業収入もある世帯
  - その他の収入もある世帯
- 家賃、地代、利子配当がおもな収入である世帯
  - 内職収入がおもな収入である世帯
  - 恩給、年金がおもな収入である世帯
  - 失業保険金がおもな収入である世帯
  - 生活保護金がおもな収入である世帯
  - 仕送りその他がおもな収入である世帯

3 住宅の所有の種類

所有の関係は、住宅に住む世帯についてのみ、つぎの4種に区分した。

- 持 家—その住宅に住居する世帯が所有する住宅をいう。この場合、かならずしも登記の有無を問わず、また、分割払いなどで支払いが完了していない場合もふくまれる。
  - 借 家—その住宅に住居する世帯が借りている住宅で、つぎのべる給与住宅でない住宅をいう。この場合家賃の支払いの有無を問わない。
  - 給与住宅—会社、団体、官公庁などが所有または管理していて、その職員または従業員を職務の都合上、または給与の一部として居住させている住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。
  - 間 借—他の世帯の住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる場合をいう。
- なお、二つ以上の世帯が1住宅を共同で借りている場合や、全部が間借りの形で居住している場合には、便宜上、一つの世帯を借家とし、他を間借りとした。





11 国勢調査による

市町村別世帯数 (昭和35年) (つづき)

Table with multiple columns for municipalities (筑後市, 大川市, 行橋市, 豊前市, 中間市, 粕屋郡, 粕屋町, 古賀町, 志免町) and rows for household types and categories. Includes sub-headers for '世帯数' and '世帯人員'.







11 国 勢 調 査 に よ る

市 町 村 別 世 帯 数 (昭和35年) (つづき)

Table with multiple columns: 区分, 瀬田町, 二瀬町, 幸袋町, 鎮西村, 穂波町, 筑穂町, 桂川町, 朝倉郡, 小石原村, 区分. Rows include household counts (世帯数) and personnel counts (世帯人員) for various categories like general households, agricultural households, and specific income types.



11 国 勢 調 査 に よ る

市 町 村 別 世 帯 数 (昭和35年) (つづき)

Table with 11 columns: 区分, 春日町, 那珂川町, 早良郡 (早良町), 糸島郡, 前原町, 二丈村, 周船寺村, 元岡村, 北崎村, 区分. Rows 1-66 listing household counts and personnel for various categories and municipalities.





















14 市 町 村 別 転

出 入 者 数 (昭和37年)

この表は「食糧配給台帳の登録等に関する規則」により、毎月、市町村から報告される月報によるもので、その市町村から他の市町村への転出入をい

い、同一市町村内での転出入はふくまない。

Main data table with columns for municipalities (市町村), total number of transfers (総数), and monthly transfer counts (1月 to 12月). The table is split into two halves for 'Outgoing' and 'Incoming' transfers.

14 市 町 村 別 転 入 者 数 (昭和37年) (つづき)

Table showing monthly and yearly migration statistics for 14 municipalities. Columns include: 市町村 (Municipality), 総数 (Total), 1月, 2月, 3月, 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月 (Monthly), and 年別 (Yearly). Rows are categorized by region (e.g., 鞍手郡, 嘉穂郡, 朝倉郡, etc.).







17 市 郡 別 出 生 数 (昭和30~37年)

18 市 郡 別 死 亡 数 (昭和30~37年)

この表は人口動態統計調査により事件発生地主義で届出られた日本人のみの数字である。

この表については78頁第17表を参照。

Table with 13 columns: 年次および市郡, 総数, 1月, 2月, 3月, 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月. Rows include 昭和30年, 市部計, 郡部計, and various municipalities like 福若八戸直, 飯久大小門, etc.

Table with 13 columns: 年次および市郡, 総数, 1月, 2月, 3月, 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月. Rows include 昭和30年, 市部計, 郡部計, and various municipalities like 福若八戸直, 飯久大小門, etc.



21 市 郡 別 婚 姻 件 数 (昭和30~37年)

この表については78頁第17表注参照。なお、この表の各月は届出の月による。

Table with columns for year (昭和30-37), total count, and monthly counts (1-12 months) for various municipalities and prefectures in Iwate Prefecture.

22 市 郡 別 離 婚 件 数 (昭和30~37年)

この表については78頁第17表注参照。なお、協議離婚については届出月によるもの、調停、審判、判決離婚については調停または裁判確定の月による。

Table with columns for year (昭和30-37), total count, and monthly counts (1-12 months) for various municipalities and prefectures in Iwate Prefecture, focusing on divorce statistics.



25 就業状態別、産業および従業上の地位別有業者数 (昭和31~37年)

この表については84頁第23表注参照。従業員階級は勤務している企業あるいは自分で経営している企業に常時従事している従業員の数(本店、支店、分工場、出張所などを合めた企業全体の従業員数)により区分した。ただし、国または地方公共団体に雇われている者の従業員数は調査せず「官公庁」とした。

(単位 1000人)

Table with columns for industry type (e.g., 農業, 工業, 商業), employment status (自営業, 家族, 雇用者), and duration of employment (1年未満, 1~2年, etc.). Rows are categorized by year (昭和31, 34, 37) and gender (男, 女).

26 産業別、継続年数別有業者数 (昭和37年)

この表については84頁第23表注参照。継続年数とは、同一企業での継続年数(現在の会社に入社した時からの年数、あるいは現在の店を開業した時からの年数)のことで、同一職種での継続年数ではない。

(単位 1000人)

Table showing the number of workers by industry type (農業, 工業, 商業, etc.) and duration of employment (1年未満, 1~2年, etc.). It includes sub-categories for specific industries like 林業, 製造業, and 卸売業.

27 就業状態別、従業上の地位および就業時間別有業者数 (昭和34・37年)

この表については84頁第23表を参照。この表の定常的就業者は1週間の就業時間数、季節的就業者および不規則的就業者は1年間の就業日数によって区分されている。

28 就業時間別有業者数 (昭和34・37年)

区分されている。

(単位 1000人)

Table with columns for '区分' (Division), '総数' (Total), and '自営業者' (Self-employed) with sub-categories for '定常的' (Regular) and '季節的' (Seasonal) workers. Rows include '昭和34年' and '昭和37年' for '就業者' (Employed), '農林従業者' (Agriculture/Forestry workers), and '休業者' (Unemployed).

Table with columns for '主' (Main) and '家族従業者' (Family workers) with sub-categories for '定常的' (Regular) and '不規則的' (Irregular) workers. Rows include '昭和34年' and '昭和37年' for '就業者' (Employed), '農林従業者' (Agriculture/Forestry workers), and '休業者' (Unemployed).

Table with columns for '区分' (Division), '季節的就業者' (Seasonal workers), '不規則的就業者' (Irregular workers), and '定常的' (Regular) workers. Rows include '昭和34年' and '昭和37年' for '就業者' (Employed), '農林従業者' (Agriculture/Forestry workers), and '休業者' (Unemployed).

Table with columns for '雇用の就業者' (Employed workers), '季節的就業者' (Seasonal workers), and '不規則的就業者' (Irregular workers). Rows include '昭和34年' and '昭和37年' for '就業者' (Employed), '農林従業者' (Agriculture/Forestry workers), and '休業者' (Unemployed).

28 産業別、経営組織別事業

この表は各年7月1日現在(ただし昭和35年は6月1日現在)の「事業所統計調査」による。調査の範囲は民営、公営、国営および公社(日本専売...

Table with columns for industry classification (産業分類), total number of establishments (事業所数), and total employees (従業者数). It is divided into three sections for the years 昭和29, 昭和32, and 昭和35.

所数および従業者数(昭和29~35年)

公社、日本国有鉄道公社、日本電信電話公社)の全事業所である。ただし、つぎのものは除かれている。(1)日本標準産業分類の農業、林業および狩...

Table with columns for establishment type (法人, 法人でない団体, 公営, 国営, 公共企業体) and employee count. It is divided into three sections for the years 昭和29, 昭和32, and 昭和35.

1) 昭和29年については公営をふくむ。









31 市町村別家畜飼養、動力畜力方法

および雇用労働農家数 (昭和25~35年)

この表については94頁第30表注参照。この表にいう大家畜飼養農家とは、乳用牛と肉用牛と馬のいずれかを飼養しているもの。中家畜飼養農家とは、

豚、山羊、めん羊のいずれかを飼養しているもの。小家畜飼養農家とは、うさぎ、にわとりの小家畜のみを飼養している農家をいう。

Main data table with columns for 'Year', 'Municipality', 'Livestock Categories', 'Power/Animal Power Usage', and 'Employment/Labor'.





32 農 作 物 生 産 高 (昭和31~37年)

この表は農林省統計調査組織を通じての標本実測および面接調査による数字である。「作付面積」および「反当収量」は、主として標本実測調査による。

Table with columns for crop types (e.g., 稲, 麦, 大豆) and years (昭和31年 to 37年), including sub-columns for 作付面積, 反当収量, and 収穫量.

Table with columns for crop types (e.g., 果実類, 雑穀, 野菜) and years (昭和31年 to 37年), including sub-columns for 作付面積, 反当収量, and 収穫量.

1) 果実類の「作付面積」は成圃、未成圃の合計面積。「反当収量」は成圃面積で収穫量を除したものである。 2) 工芸作物の「作付面積」欄のうち、れんこん、

たけのこは収穫面積、はげは栽培面積、さとうきび、こんにやくいも、とうもろこし、みつまた、ラミーは栽培現在面積であり、「反当収量」は収穫面積反収である。

33 市 町 村 別 稲 お よ

び 麦 類 生 産 高 (昭和30~37年)

Main data table with multiple columns for '年次および市町村' (Year and City/Town/Village), '稲' (Rice) production metrics (Total, Inland, Water), and '麦類' (Grain) production metrics (Wheat, Rye). Includes sub-totals for '市部計' and '郡部計'.

1) 幸袋町、二瀬町、新西村をふくむ。







34 市町村別かんしょ、ばれいしょおよびなたね生産高 (昭和30~37年) (つづき)

Table with 10 columns: 市町村, かんしょ (作付面積, 反当収量, 収穫量), ばれいしょ (作付面積, 反当収量, 収穫量), なたね (作付面積, 反当収量, 収穫量). Rows include 三井郡, 八女郡, 山門郡, etc.

35 市町村別雑穀および豆類作付面積 (昭和30~37年)

(単位 反)

Table with 13 columns: 年次および市町村, 雑穀 (とうもろこし, あわ, きび, そば), 豆類 (だいず, えんどう, そらまめ, いんげん, あずき, ささげ, らっかせい). Rows include 昭和30年, 市部計, 郡部計, etc.

1) 幸袋町, 二瀬町, 鎮西村をふくむ。資料 農林省福岡統計調査事務所

